

## エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務

#### (2) 事業の目的

近年、地球温暖化の進行により様々な気候変動の影響が生じており、今後、豪雨や猛暑などのリスクが更に高まることが予測されている。2018年10月に公表された「IPCC1.5℃特別報告書」では、パリ協定の目的である産業革命以降の世界の平均気温の上昇を1.5℃未満に抑える必要性が指摘され、このためには2050年頃までに温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ（カーボンニュートラル）」にする必要がある。

しかし、2023年3月に公表された第6次統合報告書では、各国の温暖化対策の遅れに危機感を示しており、先進国にはカーボンニュートラルの目標を前倒しし、2040年までの実現が求められている。

本県においては、2020年12月に2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2022年3月にその具体的な道筋を示すものとして「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定（2023年3月にver.2を策定）し、このアクションプランに基づき、中期目標である「2030年度の温室効果ガス排出量の47%以上削減（2013年度比）」に向けて県民・事業者・行政等が一丸となったオール高知での取組を進めていくこととしている。

今後、アフターコロナでの経済回復に伴う排出量の増加が懸念されるため、目標達成に向けては、産業部門及び業務その他部門における脱炭素に向けた一層の取組が必要であり、まずは事業者が省エネ化や再生可能エネルギーの導入といった脱炭素化の取組を進めて行くための始めの第一歩として「使用エネルギーの現状把握」が重要となる。

しかし、当課が今年度実施した「脱炭素社会推進アクションプランアンケート調査委託業務」における事業者向けアンケート結果によると、「カーボンニュートラルに対する社内の意識の醸成が不十分」、「どういう取組をすればカーボンニュートラルに寄与するのかわからない」という意見が多数を占めている。

このため、事業者の使用エネルギー等の現状把握（「見える化」）を支援するとともに、削減に向けて具体的な提案を行うことで省エネルギー行動や再生可能エネルギー導入、カーボン・クレジットの活用等の脱炭素化に向けた取組が実践されるように促すことを目的とする。

#### (3) 事業内容

別添「エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務仕様書」のとおり。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

## 2 見積限度額

5,940,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 審査委員会の設置

別途定める「エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、共同企業体（複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体）の場合はすべての構成員が（1）から（6）までの要件を満たすことが必要です。

（1）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者、もしくは契約締結時までに登録が予定されている者（※）であること。

（※） 「契約締結時までに登録が予定されている者」とは、参加申込時点で「令和3年度から令和5年度競争入札参加資格審査申請書(物品購入等関係)を高知県会計管理局総務事務センターに申請している者。

なお、「令和3年度から令和5年度競争入札参加資格審査申請書(物品購入等関係)」を申請する場合は、以下の①または②に「プロポーザル：エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務、公告日令和5年12月28日（木）、審査結果通知日令和6年2月26日（月）」と朱書きで記載し、令和6年1月26日（金）17:00までに高知県会計管理局総務事務センターに申請すること。

申請方法：郵送

①競争入札参加資格申請書第1号様式の欄外

申請方法：高知県電子申請サービス

②手続き申込：申込の9備考欄

申請方法等の詳細については、県のホームページを参照

「令和3年度から令和5年度競争入札参加資格審査申請書(物品購入等関係)

[https://www.pref.kochi.lg.jp/shinsei\\_todokede\\_hojokin/shinsei\\_todokedeyoshiki/2021022200443/](https://www.pref.kochi.lg.jp/shinsei_todokede_hojokin/shinsei_todokedeyoshiki/2021022200443/)

- (2) 「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)」第167条の4の規定(別紙1-1)に該当しない者であること。
- (3) 参加申込時点で、「高知県物品購入等関係指名停止要領」またはその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月高知県訓令第1号)」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないことまたは同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者(別紙1-2)に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要です。  
なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して県に提出してください。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任してください。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることまたは単独での応募はできません。

## 7 説明会

日程：令和6年1月15日(月)10時30分～(1時間程度を予定)

Zoomを利用したオンラインにより開催します。ZoomのURLやミーティングID等は、別途参加希望者にお知らせします。

特記：別紙2により、令和6年1月12日(金)12時までに、FAX又は電子メールでお申込みのうえ、必ず電話により着信を確認してください。

## 8 質疑と回答

質疑は、令和6年1月18日(木)12時まで別紙3により持参または郵送(書留郵便または配達証明に限る。)、FAX、電子メールで受け付けます。FAXまたは電子メールによる場合は、必ず電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和6年1月23日(火)までに以下の環境計画推進課ホームページに掲載します。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/>)

## 9 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、プロポーザル参加申込書（別紙4）及び法人概要書（別紙5）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって必要な提出書類は以下のとおりとし、共同企業体で参加する場合は代表者及びすべての共同提案者が②～④の書類を提出してください。

なお、「令和3年度から令和5年度競争入札参加資格審査申請書(物品購入等関係)」を高知県会計管理局総務事務センターに申請した場合は⑥の書類を提出してください。

### (1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（別紙4）
- ②法人概要書（別紙5）
- ③法人の都道府県税の納税証明書
- ④法人の消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤共同企業体に関する協定書の写し（共同企業体で参加する場合に限る）
- ⑥競争入札参加資格申請書第1号様式の写し

### (2) 提出期限等

#### ①提出方法

持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る。）

#### ②提出期限

令和6年1月26日（金）17時（必着）

#### ③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部環境計画推進課

担当者 石元、森田 TEL 088-821-4841

### (3) 資格要件の確認

提出先の環境計画推進課において、提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年1月30日（火）に申込者（共同企業体の場合は代表構成員）へ電子メールにて通知します。

### (4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者（共同企業体の場合は代表構成員）に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉所日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉所日を除く。）以内に書面により回答します。

## 10 企画提案書の作成

別途定める「エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務公募型プロポーザル提案書作成要領」のとおり。

## 11 審査

別途定める「エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

## 12 審査結果

審査結果は、令和6年2月26日(月)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例(平成2年3月26日条例第1号)に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>]

## 13 主な日程

令和5年12月28日(木)	募集開始
令和6年1月12日(金) 12:00	説明会参加申込書の提出締め切り
令和6年1月15日(月) 10:30～	説明会
令和6年1月26日(金) 17:00	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
令和6年2月13日(火) 12:00	企画提案書の提出締め切り
令和6年2月20日(火)～	審査委員会 (提案者によるプレゼンテーションを実施)
令和6年2月26日(月)まで	審査結果通知

## 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号の規定(別紙1-3)により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙6により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は別紙6に基づき行うものではなく、別紙6を参考に同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

## 15 お問い合わせ先

高知県林業振興・環境部環境計画推進課 担当者 石元、森田

TEL 088-821-4841

FAX 088-821-4530

E-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

## 16 その他

- (1) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

**地方自治法施行令<抜粋>**  
**(昭和二十二年五月三日政令第十六号)**

最終改正:平成二六年一〇月二九日政令第三四五号

(一般競争入札の参加者の資格)

**第六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 &lt;抜粋&gt;

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの



## 高知県情報公開条例 &lt;抜粋&gt;

(平成 2 年 3 月 26 日高知県訓令第 1 号)

(公文書の開示義務)

**第 6 条** 実施機関は、前条の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる情報（死者に関するものに限る。）にあつては、実施機関が定めるところによる場合は、この限りでない。

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

## 説明会参加申込書

令和 年 月 日

高知県林業振興・環境部

環境計画推進課 石元、森田 あて

FAX 088-821-4530

E-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

※提出期限：令和6年1月12日（金）12時まで

住 所  
事業者名  
代表者職氏名

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務公募型プロポーザルの説明会に参加します。

日時：令和6年1月15日（月）10時30分～（1時間程度）

Zoom を利用したオンラインにより開催

出席人数 名

担当者連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
住所	
電話・FAX番号	
E-mail	

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務  
公募型プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

住 所  
事業者名  
ご担当者名  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

質疑内容

提出期限：令和6年1月18日（木）12時まで

提出先：

〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課 石元、森田

TEL 088-821-4841

FAX 088-821-4530

E-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

## プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 あて

住 所  
事 業 者 名  
代表者職氏名

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領に基づき、下記資料を添付のうえ、エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件をすべて満たすことを誓約します。

## 担当者連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
E - m a i l	

## 〈添付書類〉

- 1 別紙5 「法人概要書」
- 2 法人の都道府県税の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した、都道府県税について滞納がないことがわかる書類で、発行3ヶ月以内のもの）
- 3 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3ヶ月以内のもの）

## 法人概要書

法人名		
住所	〒	
代表者 職・氏名		
従業員数等		
設立年月		
事業内容		
参加要件	高知県の令和3年度から令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）への登録	ない・ある
	登録なしの場合：登録予定年月 令和 年 月	
	地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当	ない・ある
	高知県物品購入等関係指名停止要領またはその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づく指名停止中	ない・ある
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けた者または同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当	ない・ある

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 あて

住 所  
事業者名  
代表者名

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。